

第19回京都市障害者自立支援協議会「権利擁護部会」 開催概要

開催日：令和4年6月30日（木） 午後1時30分～午後3時40分

場 所：京都市役所 本庁舎 第1会議室

出席者：構成員名簿参照

【概要】

（1）「権利擁護」に関する課題とその解決方法について（住居の確保）資料1

都市計画局住宅政策課及び京あんしんすまいセンターから資料に基づき説明、動画視聴後質疑応答。

小森委員 この制度が実現されればありがたい。自身の子が一人暮らしをしたいと思っても住宅を探すのが難しい。どのようにすれば利用できるか。

京都市 すこやか賃貸住宅登録制度の障害のある人への対象拡大を6月から開始した。障害のある方の住まい探しに御協力をいただける不動産会社に登録していただいているので、紹介させていただき、相談していただくことになる。また、居住支援法人にも状況によって入っていただき、住まいを探していくということになるかと思う。まずは京安心すまいセンターに御相談いただければと思う。

小坂委員 障害といっても様々である。障害ごとの課題についてどのように考えているのか。

京都市 障害の種別によって様々な課題があるが、家主や不動産業者が障害のある人がどのようなサポートを受けられるのかを知らない、分からない、分からないから受入れが不安で入居を断るということが課題と考えている。

小坂委員 車いすの方など、目に見える障害であれば対応は分かりやすいが、精神障害など目に見えない障害のある方について、暴れるのではないかなどの偏見もある。

京都市 家主や不動産業者も、精神障害のある方などとどのようにコミュニケーションを取ればよいのか分からない。地域住民にも理解いただくことが必要。危険性がないことを理解してもらうことはなかなか難しいと認識している。

坂岡委員 すこやか賃貸住宅に登録している協力店などを公表することも一つの方法かと思う。障害のある人の入居がなぜ断られるのか原因の検証も必要。

京都市 すこやか賃貸住宅についてはホームページで紹介している。

入居が断られる理由について不動産業者に聞き取りを行ったが、多くが障害がある方であることを伝えたと家主に断られた、ということだった。不動産業者もその障害のある方の状況や受けられるサポートなどについて家主に説明しきれていないことが課題と考えている。

櫻井委員 育成会でシェアハウスとワンルームマンションを運営している。障害のある方が住むということは、どうしてもリスクはある。サポートを受けられるといっても、トラブルがゼロということはない。

北村委員 居住支援法人制度について、補助金があるとのことだが、市から補助金が出

ているのか。また福祉の支援事業者と連携はできているのか。

京都市 補助金は国から出ており、居住支援法人の指定は京都府が行っている。市は法人と密接に連携している。支援事業者と居住支援法人の連携体制はまだできていないので推進していきたいと考えている。支援事業者にどこまでサポートしてもらえるのかなど、こちらとしてもまだ分かっていない。今後の課題と考えている。

小坂委員 これは障害者総合支援法の自立支援に基づいた施策なのか。

京都市 障害者総合支援法に基づく施策ではない。これまで住宅部局と福祉部局の連携が不足していたが、今後連携を深め障害のある人の居住支援の取組を進めていきたい。

京都市 居住支援を進めるため、福祉と住宅部門の連携事例を集めて発信していきたいと考えており、皆様の団体等で適切な支援が入って長期入居に繋がった事例を教えていただきたいと考えている。別途照会させていただくので、よろしくお願いしたい。

（２）障害を理由とする差別に関する相談対応事例について

＜別紙１＞京都市における相談対応事例について

高山委員 美術館は文字起こしで対応されたのか。障害者が来られるとのために予め準備されていたのか。対応は市民の範囲だけなのか、市民だけでなく観光客も含めて障害のある人が楽しめるよう準備をしていただけるとありがたい。

合理的配慮を行うことは当然のことだと思うが、５月に情報アクセシビリティ推進法が成立し、付帯決議でも手話言語法について検討を進めることとされている。そういったことも踏まえ、全ての障害者への配慮をお願いしたい。間もなく京都に文化庁が移転される予定であり、大事なことだと思う。

京都市 市の美術館で市主催の展覧会をすることもあれば、他の団体等と共催するものもある。文字起こし資料については、相談者が再度この展覧会を観に来られる予定があり、次回に文字起こし資料を準備することで御了承いただいた。その後、主催者に映像作品の文字起こし資料を請求し、次回来られた際に提供できるよう準備をしているとのこと。市の美術館であるが全国から観光客も来られるので、市民、府民だけでなく全国から来られる方への配慮や環境整備の必要があると考えている。

情勢アクセシビリティ法の関係では、当室から全庁に対し法の施行や、今後ますますあらゆる人が情報にアクセスできコミュニケーションが図られるよう適切な対応が求められることについて周知をしている。今後も機会を捉えて周知していきたいと考えている。

高山委員 聴覚障害者に聞こえる人並みの文章力があればよいが、文章力が弱い場合、文字起こし資料では分かりにくいこともある。手話があればわかりやすい。文化庁に対して要望してもらえるとありがたい。

京都市 府とも連携し行政機関、民間事業者がそういった認識を持てるよう周知・啓発を検討していきたい。

＜別紙２＞京都府における相談対応事例について

※ 質疑なし

<別紙 3> 支援センター「なごやか」における相談事例について

小坂委員 いかに障害者を理解してもらうかということが課題である。障害者が地域で暮らすには地域住民の理解が必要である。本人にはそこに住む権利があるが、周りの地域住民の安心して暮らす権利はどうなるのかと言われることもある。障害の理解を深める取組については、行政や社協が担う役割があると思う。もっと一般市民に理解してもらうため、権利擁護部会だけでなく市自立支援協議会でもどのような啓発や行動が必要か検討してもらいたい。

酒伊座長 権利擁護部会も理解を深めるための検討を一つの役割としている。支援センターでも市民への理解啓発を様々な方法で行っている。また、京都市では先ほど流れたビデオを作製し公開するなど、それぞれ努力をしているところである。市の自立支援協議会でも検討してもらいたいという要望ということでお聞きしておく。

この事例については、大家の理解が得られずどうしようもないという状況だが、都市計画局としてはどうか。

京都市 家主もどうしたらよいか分からないというところがあったと思う。元々、入居に向けて改修工事を進めていたということなので、ある程度理解がある方だろうと思うが、周囲の人からの進言や、情報がない中で不安があったかと思う。こういったことを減らしていきたい。

<その他>

坂岡委員 圏域内で差別解消に関する事例の報告があった。

日本語が分からない方で身体と精神障害がある利用者宅に、ガス会社から料金の督促状が届いたが、文章の意味が分からなかった。センターの職員が相談を受けて代わりに問い合わせをしても、本人ではないということで対応してもらえなかった。本人は、友人宅に一時滞在され、友人が料金を立て替えてくれたためガスを止められることはなかったようだが、こういった重要な通知は、言語や文章、文字など分かりやすくする配慮をしてもらいたいとの話があった。

酒伊座長 ガスや電気が止められてから慌てるケースもよくある。こういった場合の配慮も合理的配慮の提供に当たるのか。

京都市 ガスや電気事業者が顧客一人一人の状況について把握し配慮することは難しいと思う。ただ、支援者が本人の代わりに問い合わせをした際の対応などについては、合理的配慮を考えていく必要もあるかと思う。こういった事例があることを認識してもらうことが必要かと思う。

酒伊座長 市などから届く文書も分かりにくいことが多い。利用者には、茶色い封筒や圧着はがきは捨てずに置いておくように伝え、職員が確認するようにするなどしている。支援者側もそういったサポートをしていく必要がある。

小坂委員 事業者側としては、個人情報に関わることであり、本人以外からの問い合わせに対応できないということもやむを得ない面があると思う。そういった点では、市がガイドラインなどで示すということが、事業者にとっても分かりやすいのではないか。